

2023年12月26日
電気事業連合会
会長 池辺 和弘

独占禁止法ならびに法令等遵守の徹底について

本年3月30日、弊会は公正取引委員会より、独占禁止法違反行為の再発防止に関する申し入れを受け、7月14日には、経済産業省資源エネルギー庁から電気事業の健全な発達に対する懸念を生じさせないように、法令等遵守を徹底するための具体的な取り組み等を進めることについて、行政指導を受けております。

弊会は、違反行為に係る命令の対象とはなっていないものの、「独占禁止法違反の有無に関わらず、公正な競争に疑念を抱かせるようなことはあってはならない」との考えのもと、法令等遵守徹底に向けて、弁護士による専門チームを設置し、事実関係の調査や、これを踏まえた対応策の検討を進めてまいりました。

9月13日には、専門チームから調査結果を踏まえた提言を受領し、公正取引委員会から申し入れを受けた背景や原因について、以下の通り、指摘されております。

- ・会員間相互の関係性（競争意識よりも仲間意識が優越する関係性）
- ・独占禁止法に対する知識・理解不足
- ・法令等遵守のための体制・ルール等の不備

今般、こうした専門チームからの指摘や、資源エネルギー庁からの行政指導を踏まえ、「電気事業連合会行動指針」の改定、「独占禁止法に関するコンプライアンス規程」の新規制定を行い、競合他社との接触や会議等の運営ルール、研修の充実など法令等遵守徹底に向けた取組みを整備いたしました。

我々は、「電気事業の健全な発展を図り、もって我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与すること」という目的を全うするため、役職員一人ひとりがこれらの取組みを着実に実行し、改めるべき点があれば必要な見直しを行い、絶えず向上させていかなければならないと考えています。

私自身、弊会トップとして先頭に立ち、社会からの電気事業に対する信頼回復に向けて、法令等遵守徹底に努めてまいります。